

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部) の訂正報告書

ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿
【提出日】	平成30年3月28日
【会社名】	ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社
【英訳名】	HUMAN ASSOCIATES HOLDINGS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡部 昭彦
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番7号
【電話番号】	03-5765-2231
【事務連絡者氏名】	取締役CF0執行役員管理部長 古屋 雄一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番7号
【電話番号】	03-5765-2231
【事務連絡者氏名】	取締役CF0執行役員管理部長 古屋 雄一郎

1 【新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書の提出理由】

平成30年3月7日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の記載事項のうち、平成30年3月13日開催の取締役会決議により、新株予約権の一部を平成30年3月28日付で自己新株予約権として当社が取得し、同時に消却したことに伴い、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」並びに「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (7) ストックオプション制度の内容」、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容」、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 2 取得者の概況」及び「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報	1頁
第2 事業の状況	1
4 事業等のリスク	1
第4 提出会社の状況	1
1 株式等の状況	1
(2) 新株予約権等の状況	1
(7) ストックオプション制度の内容	10
第四部 株式公開情報	14
第2 第三者割当等の概況	14
1 第三者割当等による株式等の発行の内容	14
2 取得者の概況	20
第3 株主の状況	28

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____罫で示してあります。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

4【事業等のリスク】

(財務に関するリスク)

(22) 潜在株式の行使による当社株式価値の希薄化

(訂正前)

当社グループは、当社グループ役員、従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は266,136株であり、潜在株式を含む株式総数3,048,136株に対し、8.7%に相当します。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、当社株式の1株当たりの価値が希薄化する可能性があります。

(訂正後)

当社グループは、当社グループ役員、従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は259,016株であり、潜在株式を含む株式総数3,041,016株に対し、8.5%に相当します。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、当社株式の1株当たりの価値が希薄化する可能性があります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

(訂正前)

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 平成28年3月4日取締役会決議

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	72,900(注)1	64,600(注)1、6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	72,900(注)1	129,200(注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	673(注)2	337(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成30年3月12日 至 平成38年3月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 673 資本組入額 337	発行価格 337 資本組入額 169 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の発行日後、当社が株式分割及び株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数は、これを切り捨てるものとしております。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとしております。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員等の地位を有していなければならない。
 - (2) 新株予約権の行使は、当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
 - (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
 - (4) その他条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
4. 当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合において、それぞれの合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができるものとしております。
5. 平成29年12月14日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 平成30年2月28日時点において既に退職している従業員1名の新株予約権300個が含まれておりますが、当該新株予約権については、平成30年3月13日の取締役会において自己新株予約権として当社が取得し、同時に消却する決議を諮る予定であります。

第2回新株予約権 平成29年1月16日取締役会決議

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	51,999(注)1	44,368(注)1、6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,999(注)1	88,736(注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,600(注)2	800(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成31年1月20日 至 平成39年1月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,600 資本組入額 800	発行価格 800 資本組入額 400 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の発行日後、当社が株式分割及び株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数は、これを切り捨てるものとしております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとしております。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員等の地位を有していなければならない。
 - (2) 新株予約権の行使は、当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
 - (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
 - (4) その他条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
4. 当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合において、それぞれの合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができるものとしております。
5. 平成29年12月14日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 平成30年2月28日時点において既に退職している従業員3名の新株予約権1,360個が含まれておりますが、当該新株予約権については、平成30年3月13日の取締役会において自己新株予約権として当社が取得し、同時に消却する決議を諮る予定であります。

第3回新株予約権 平成29年2月15日取締役会決議

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	2,700(注)1	2,700(注)1、6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,700(注)1	5,400(注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,600(注)2	800(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成31年2月23日 至 平成39年2月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,600 資本組入額 800	発行価格 800 資本組入額 400 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の発行日後、当社が株式分割及び株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数は、これを切り捨てるものとしております。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとしております。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員等の地位を有していなければならない。

(2) 新株予約権の行使は、当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

(3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(4) その他条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合において、それぞれの合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができるものとしております。

5. 平成29年12月14日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及

び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. 平成30年2月28日時点において既に業務委託契約を終了している業務委託者1名の新株予約権1,500個が含まれておりますが、当該新株予約権については、平成30年3月13日の取締役会において自己新株予約権として当社が取得し、同時に消却する決議を諮る予定しております。

(以下省略)

(訂正後)

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 平成28年3月4日取締役会決議

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	72,900(注)1	64,600(注)1、6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	72,900(注)1	129,200(注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	673(注)2	337(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成30年3月12日 至 平成38年3月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 673 資本組入額 337	発行価格 337 資本組入額 169 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については、当社取締 役会の承認を要するものと する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の発行日後、当社が株式分割及び株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数は、これを切り捨てるものとしております。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとしております。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員等の地位を有していなければならない。
- (2) 新株予約権の行使は、当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- (4) その他条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合において、それぞれの合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができるものとしております。

5. 平成29年12月14日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 平成30年2月28日時点において既に退職している従業員1名の新株予約権300個が含まれておりますが、当該新株予約権については、平成30年3月13日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で自己新株予約権として当社が取得し、同時に消却を行っております。

第2回新株予約権 平成29年1月16日取締役会決議

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	51,999(注)1	44,368(注)1、6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,999(注)1	88,736(注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,600(注)2	800(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成31年1月20日 至 平成39年1月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,600 資本組入額 800	発行価格 800 資本組入額 400 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の発行日後、当社が株式分割及び株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数は、これを切り捨てるものとしております。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとしております。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員等の地位を有していなければならない。
- (2) 新株予約権の行使は、当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(4) その他条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合において、それぞれの合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができるものとしております。
5. 平成29年12月14日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 平成30年2月28日時点において既に退職している従業員3名の新株予約権1,360個が含まれておりますが、当該新株予約権については、平成30年3月13日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で自己新株予約権として当社が取得し、同時に消却を行っております。

第3回新株予約権 平成29年2月15日取締役会決議

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	2,700(注)1	2,700(注)1、6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,700(注)1	5,400(注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,600(注)2	800(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成31年2月23日 至 平成39年2月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,600 資本組入額 800	発行価格 800 資本組入額 400 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の発行日後、当社が株式分割及び株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数は、これを切り捨てるものとしております。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとしております。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員等の地位を有していなければならない。
 - (2) 新株予約権の行使は、当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
 - (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
 - (4) その他条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
4. 当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合において、それぞれの合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができるものとしております。
5. 平成29年12月14日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 平成30年2月28日時点において既に業務委託契約を終了している業務委託者1名の新株予約権1,500個が含まれておりますが、当該新株予約権については、平成30年3月13日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で自己新株予約権として当社が取得し、同時に消却を行っております。

(以下省略)

(7) 【ストックオプション制度の内容】

(訂正前)

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

第1回新株予約権 平成28年3月4日取締役会決議

決議年月日	平成28年3月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 5 子会社取締役 4 子会社従業員 69
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 従業員の退職等により本書提出日現在において付与対象者の人数は当社取締役3名、当社従業員5名、子会社取締役4名、子会社従業員57名となっております。なお、本書提出日現在において既に退職している子会社従業員1名については、当社が自己新株予約権として取得する取締役会決議を諮っていないため当該人数には含めておりますが、平成30年3月13日の取締役会において自己新株予約権として当社が取得し、同時に消却する決議を諮る予定であります。

第2回新株予約権 平成29年1月16日取締役会決議

決議年月日	平成29年1月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 4 子会社取締役 2 子会社従業員 51
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 従業員の退職等により本書提出日現在において付与対象者の人数は当社取締役3名、当社従業員3名、子会社取締役2名、子会社従業員41名、子会社業務委託者1名となっております。なお、本書提出日現在において既に退職している子会社従業員3名については、当社が自己新株予約権として取得する取締役会決議を諮っていないため当該人数には含めておりますが、平成30年3月13日の取締役会において自己新株予約権として当社が取得し、同時に消却する決議を諮る予定であります。

第3回新株予約権 平成29年2月15日取締役会決議

決議年月日	平成29年2月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社業務委託者 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 本書提出日現在において既に業務委託契約を終了している子会社業務委託者1名については、当社が自己新株予約権として取得する取締役会決議を諮っていないため上記人数には含めておりますが、平成30年3月13日の取締役会において自己新株予約権として当社が取得し、同時に消却する決議を諮る予定であります。

第4回新株予約権 平成29年11月14日取締役会決議

決議年月日	平成29年11月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 3 子会社取締役 3 子会社従業員 41
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 取締役就任により本書提出日現在において付与対象者の人数は当社取締役1名、当社従業員2名、子会社取締役3名、子会社従業員41名となっております。なお、本書提出日現在において既に退職している子会社従業員2名については、当社が自己新株予約権として取得する取締役会決議を諮っていないため当該人数には含めておりますが、平成30年3月13日の取締役会において自己新株予約権として当社が取得し、同時に消却する決議を諮る予定であります。

(訂正後)

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

第1回新株予約権 平成28年3月4日取締役会決議

決議年月日	平成28年3月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 5 子会社取締役 4 子会社従業員 69
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 従業員の退職等により本書提出日現在において付与対象者の人数は当社取締役3名、当社従業員5名、子会社取締役4名、子会社従業員56名となっております。

第2回新株予約権 平成29年1月16日取締役会決議

決議年月日	平成29年1月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 4 子会社取締役 2 子会社従業員 51
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 従業員の退職等により本書提出日現在において付与対象者の人数は当社取締役3名、当社従業員3名、子会社取締役2名、子会社従業員38名、子会社業務委託者1名となっております。

第3回新株予約権 平成29年2月15日取締役会決議

決議年月日	平成29年2月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社業務委託者 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 業務委託契約の終了により本書提出日現在において付与対象者の人数は子会社業務委託者1名となっております。

第4回新株予約権 平成29年11月14日取締役会決議

決議年月日	平成29年11月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 3 子会社取締役 3 子会社従業員 41
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 取締役就任により本書提出日現在において付与対象者の人数は当社取締役1名、当社従業員2名、子会社取締役3名、子会社従業員39名となっております。

第四部【株式公開情報】

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

(訂正前)

項目	株式	新株予約権①	新株予約権②
発行（処分）年月日	平成29年1月27日	平成28年3月26日	平成29年1月27日
種類	普通株式 （自己株式）	第1回新株予約権 （ストック・オプション）	第2回新株予約権 （ストック・オプション）
発行（処分）数	3,000株 （注）9	普通株式 72,900株 （注）9,10	普通株式 51,999株 （注）9,11
発行（処分）価格	1,600円 （注）6,9	673円 （注）5,9	1,600円 （注）6,9
資本組入額	— （注）7,9	337円 （注）9	800円 （注）9
発行（処分）価額の総額	4,800,000円	49,061,700円	83,198,400円
資本組入額の総額	— （注）7	24,567,300円	41,599,200円
発行（処分）方法	第三者割当の方法による 自己株式の処分	平成28年3月4日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。	平成29年1月16日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）2	—	（注）3

項目	新株予約権③	新株予約権④
発行（処分）年月日	平成29年2月28日	平成29年11月27日
種類	第3回新株予約権 （ストック・オプション）	第4回新株予約権 （ストック・オプション）
発行（処分）数	普通株式 2,700株 （注）9,12	普通株式 21,400株 （注）9,13
発行（処分）価格	1,600円 （注）6,9	1,700円 （注）6,9
資本組入額	800円 （注）9	850円 （注）9
発行（処分）価額の総額	4,320,000円	36,380,000円
資本組入額の総額	2,160,000円	18,190,000円
発行（処分）方法	平成29年2月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。	平成29年11月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）4	（注）3

- (注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。
- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (5) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成29年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権（以下、「割当新株予約権」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以降6ヶ月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
 5. 株式の行使に際して払込をなすべき金額は、過去の取引事例を参考にし、決定しております。
 6. 株式の処分価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）、類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 7. 自己株式の処分のため、資本組入額はありませぬ。

8. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	673円 (注) 9	1,600円 (注) 9
行使期間	平成30年3月12日から 平成38年3月4日まで	平成31年1月20日から 平成39年1月16日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上

	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	1,600円 (注) 9	1,700円 (注) 9
行使期間	平成31年2月23日から 平成39年2月15日まで	平成31年11月23日から 平成39年11月14日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上

9. 平成29年12月14日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記「発行(処分)数」、「発行(処分)価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行(処分)数」、「発行(処分)価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。
10. 新株予約権①については、退職等により役員1名分4,000株及び従業員11名分4,300株の権利が喪失しており、取締役会決議により当社が当該新株予約権を取得し、消却を行っております。但し、本書提出日現在において既に退職している従業員1名分300株については、当社が自己新株予約権として取得する取締役会決議を諮っていないため当該人数及び株数には含めておりません。当該新株予約権については、平成30年3月13日の取締役会において自己新株予約権として当社が取得し、同時に消却する決議を諮る予定であります。
11. 新株予約権②については、退職等により役員1名分3,951株及び従業員9名分3,680株の権利が喪失しており、取締役会決議により当社が当該新株予約権を取得し、消却を行っております。但し、本書提出日現在において既に退職している従業員3名分1,360株については、当社が自己新株予約権として取得する取締役会決議を諮っていないため当該人数及び株数には含めておりません。当該新株予約権については、平成30年3月13日の取締役会において自己新株予約権として当社が取得し、同時に消却する決議を諮る予定であります。
12. 新株予約権③については、本書提出日現在において既に業務委託契約が終了している業務委託者1名分1,500株について、当社が自己新株予約権として取得する取締役会決議を諮っておりません。当該新株予約権については、平成30年3月13日の取締役会において自己新株予約権として当社が取得し、同時に消却する決議を諮る予定であります。
13. 新株予約権④については、本書提出日現在において既に退職している従業員2名分400株について、当社が自己新株予約権として取得する取締役会決議を諮っておりません。当該新株予約権については、平成30年3月13日の取締役会において自己新株予約権として当社が取得し、同時に消却する決議を諮る予定であります。

(訂正後)

項目	株式	新株予約権①	新株予約権②
発行(処分)年月日	平成29年1月27日	平成28年3月26日	平成29年1月27日
種類	普通株式 (自己株式)	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
発行(処分)数	3,000株 (注)9	普通株式 72,900株 (注)9,10	普通株式 51,999株 (注)9,11
発行(処分)価格	1,600円 (注)6,9	673円 (注)5,9	1,600円 (注)6,9
資本組入額	— (注)7,9	337円 (注)9	800円 (注)9
発行(処分)価額の総額	4,800,000円	49,061,700円	83,198,400円
資本組入額の総額	— (注)7	24,567,300円	41,599,200円
発行(処分)方法	第三者割当の方法による 自己株式の処分	平成28年3月4日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。	平成29年1月16日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	—	(注)3

項目	新株予約権③	新株予約権④
発行(処分)年月日	平成29年2月28日	平成29年11月27日
種類	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
発行(処分)数	普通株式 2,700株 (注)9,12	普通株式 21,400株 (注)9,13
発行(処分)価格	1,600円 (注)6,9	1,700円 (注)6,9
資本組入額	800円 (注)9	850円 (注)9
発行(処分)価額の総額	4,320,000円	36,380,000円
資本組入額の総額	2,160,000円	18,190,000円
発行(処分)方法	平成29年2月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。	平成29年11月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)4	(注)3

- (注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。
- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (5) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成29年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権（以下、「割当新株予約権」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以降6ヶ月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
 5. 株式の行使に際して払込をなすべき金額は、過去の取引事例を参考にし、決定しております。
 6. 株式の処分価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）、類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 7. 自己株式の処分のため、資本組入額はありませぬ。

8. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	673円 (注) 9	1,600円 (注) 9
行使期間	平成30年3月12日から 平成38年3月4日まで	平成31年1月20日から 平成39年1月16日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上

	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	1,600円 (注) 9	1,700円 (注) 9
行使期間	平成31年2月23日から 平成39年2月15日まで	平成31年11月23日から 平成39年11月14日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上

9. 平成29年12月14日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記「発行(処分)数」、「発行(処分)価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行(処分)数」、「発行(処分)価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。
10. 新株予約権①については、退職等により役員1名分4,000株及び従業員12名分4,600株の権利が喪失しており、取締役会決議により当社が当該新株予約権を取得し、消却を行っております。
11. 新株予約権②については、退職等により役員1名分3,951株及び従業員12名分5,040株の権利が喪失しており、取締役会決議により当社が当該新株予約権を取得し、消却を行っております。
12. 新株予約権③については、業務委託契約の終了により業務委託者1名分1,500株の権利が喪失しており、取締役会決議により当社が当該新株予約権を取得し、消却を行っております。
13. 新株予約権④については、退職等により従業員2名分400株の権利が喪失しており、取締役会決議により当社が当該新株予約権を取得し、消却を行っております。

2【取得者の概況】

平成28年3月4日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行
(訂正前)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
渡部 昭彦	神奈川県横浜市戸塚区	会社役員	4,000	2,692,000 (673)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長、子会社の取締役、大株主上位10名)
神沢 裕	東京都杉並区	会社役員	4,000	2,692,000 (673)	特別利害関係者等 (当社の取締役、子会社の取締役、大株主上位10名)
大松 尊	千葉県浦安市	会社役員	3,000	2,019,000 (673)	特別利害関係者等 (子会社の取締役)
阿部 正之	東京都世田谷区	会社役員	3,000	2,019,000 (673)	特別利害関係者等 (子会社の取締役) (注) 3
藤堂 誠	東京都練馬区	会社従業員	3,000	2,019,000 (673)	子会社の従業員 (注) 4
高橋 英樹	東京都豊島区	会社役員	3,000	2,019,000 (673)	特別利害関係者等 (子会社の取締役)
中田 陽一	神奈川県川崎市麻生区	会社役員	3,000	2,019,000 (673)	特別利害関係者等 (子会社の取締役)
内田 辰臣	千葉県松戸市	会社従業員	2,000	1,346,000 (673)	当社の従業員
桑原 雅彦	東京都目黒区	会社従業員	2,000	1,346,000 (673)	子会社の従業員
山本 俊輔	東京都大田区	会社従業員	2,000	1,346,000 (673)	子会社の従業員 (注) 5
石田 剛志	千葉縣市川市	会社従業員	2,000	1,346,000 (673)	子会社の従業員
横田 喜吉	茨城県取手市	会社従業員	2,000	1,346,000 (673)	子会社の従業員
小倉 修一	大阪府大阪市阿倍野区	会社従業員	2,000	1,346,000 (673)	子会社の従業員
古屋 雄一郎	東京都文京区	会社従業員	1,500	1,009,500 (673)	当社の従業員 (注) 6
原山 浩二	埼玉県さいたま市浦和区	会社従業員	1,500	1,009,500 (673)	子会社の従業員
脇 裕美子	東京都目黒区	会社従業員	1,500	1,009,500 (673)	子会社の従業員
長崎 孝志	東京都練馬区	会社従業員	1,500	1,009,500 (673)	子会社の従業員
那須 裕	東京都杉並区	会社従業員	1,500	1,009,500 (673)	子会社の従業員
高橋 弘明	静岡県田方郡函南町	会社従業員	1,500	1,009,500 (673)	子会社の従業員

(注) 1. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員50名、割当株式の総数20,600株に関する記載は省略しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失し、当社が取締役会決議により自己新株予約権として取得し、消却を行った新株予約権に係る取得者については記載しておりません。但し、本書提出日現在において既に退職している従業員

員1名分300株については、当社が自己新株予約権として取得する取締役会決議を諮っていないため上記人数及び株数に含めております。当該新株予約権については、平成30年3月13日の取締役会において自己新株予約権として当社が取得し、同時に消却する決議を諮る予定でおります。

3. 阿部 正之は、平成29年3月31日付で、子会社の取締役を辞任しており、本書提出日現在において、特別利害関係者等ではありません。
4. 藤堂 誠は、平成29年4月1日付で子会社取締役に選任されております。
5. 山本 俊輔は、平成29年4月1日付で子会社取締役に選任されております。
6. 古屋 雄一郎は、平成29年4月1日付で子会社取締役に、平成30年1月1日付で当社取締役に選任されております。
7. 平成29年12月14日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

(訂正後)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
渡部 昭彦	神奈川県横浜市戸塚区	会社役員	4,000	2,692,000 (673)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長、子会社の取締役、大株主上位10名)
神沢 裕	東京都杉並区	会社役員	4,000	2,692,000 (673)	特別利害関係者等 (当社の取締役、子会社の取締役、大株主上位10名)
大松 尊	千葉県浦安市	会社役員	3,000	2,019,000 (673)	特別利害関係者等 (子会社の取締役)
阿部 正之	東京都世田谷区	会社役員	3,000	2,019,000 (673)	特別利害関係者等 (子会社の取締役) (注) 3
藤堂 誠	東京都練馬区	会社従業員	3,000	2,019,000 (673)	子会社の従業員 (注) 4
高橋 英樹	東京都豊島区	会社役員	3,000	2,019,000 (673)	特別利害関係者等 (子会社の取締役)
中田 陽一	神奈川県川崎市麻生区	会社役員	3,000	2,019,000 (673)	特別利害関係者等 (子会社の取締役)
内田 辰臣	千葉県松戸市	会社従業員	2,000	1,346,000 (673)	当社の従業員
桑原 雅彦	東京都目黒区	会社従業員	2,000	1,346,000 (673)	子会社の従業員
山本 俊輔	東京都大田区	会社従業員	2,000	1,346,000 (673)	子会社の従業員 (注) 5
石田 剛志	千葉県市川市	会社従業員	2,000	1,346,000 (673)	子会社の従業員
横田 喜吉	茨城県取手市	会社従業員	2,000	1,346,000 (673)	子会社の従業員
小倉 修一	大阪府大阪市阿倍野区	会社従業員	2,000	1,346,000 (673)	子会社の従業員
古屋 雄一郎	東京都文京区	会社従業員	1,500	1,009,500 (673)	当社の従業員 (注) 6
原山 浩二	埼玉県さいたま市浦和区	会社従業員	1,500	1,009,500 (673)	子会社の従業員
脇 裕美子	東京都目黒区	会社従業員	1,500	1,009,500 (673)	子会社の従業員
長崎 孝志	東京都練馬区	会社従業員	1,500	1,009,500 (673)	子会社の従業員
那須 裕	東京都杉並区	会社従業員	1,500	1,009,500 (673)	子会社の従業員
高橋 弘明	静岡県田方郡函南町	会社従業員	1,500	1,009,500 (673)	子会社の従業員

(注) 1. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員49名、割当株式の総数20,300株に関する記載は省略しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失し、当社が取締役会決議により自己新株予約権として取得し、消却を行った新株予約権に係る取得者については記載していません。

3. 阿部 正之は、平成29年3月31日付で、子会社の取締役を辞任しており、本書提出日現在において、特別利害関係者等ではありません。

4. 藤堂 誠は、平成29年4月1日付で子会社取締役を選任されております。
5. 山本 俊輔は、平成29年4月1日付で子会社取締役を選任されております。
6. 古屋 雄一郎は、平成29年4月1日付で子会社取締役に、平成30年1月1日付で当社取締役に選任されております。
7. 平成29年12月14日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

平成29年1月16日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行
(訂正前)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
Knight Maxwell Cameron	東京都大田区	会社役員	8,000	12,800,000 (1,600)	特別利害関係者等 (子会社の取締役)
Germantsis Nicholas	神奈川県相模原市緑区	会社役員	8,000	12,800,000 (1,600)	特別利害関係者等 (子会社の取締役)
渡部 昭彦	神奈川県横浜市戸塚区	会社役員	4,230	6,768,000 (1,600)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長、子会社の取締役、大株主上位10名)
神沢 裕	東京都杉並区	会社役員	4,218	6,748,800 (1,600)	特別利害関係者等 (当社の取締役、子会社の取締役、大株主上位10名)
Borg Nicholas	東京都江東区	会社従業員	1,330	2,128,000 (1,600)	子会社の従業員 (注) 3
千賀 美香	神奈川県横浜市旭区	会社従業員	1,260	2,016,000 (1,600)	子会社の従業員
Legg Stephen James	神奈川県横浜市栄区	会社従業員	1,140	1,824,000 (1,600)	子会社の従業員

- (注) 1. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員43名、割当株式の総数16,190株に関する記載は省略しております。
2. 退職等の理由により権利を喪失し、当社が取締役会決議により自己新株予約権として取得し、消却を行った新株予約権に係る取得者については記載しておりません。但し、本書提出日現在において既に退職している従業員3名分1,360株については、当社が自己新株予約権として取得する取締役会決議を諮っていないため上記人数及び株数に含めております。当該新株予約権については、平成30年3月13日の取締役会において自己新株予約権として当社が取得し、同時に消却する決議を諮る予定であります。
3. Borg Nicholasは、平成29年2月15日に退職し、子会社と業務委託契約を締結しております。
4. 平成29年12月14日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

(訂正後)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
Knight Maxwell Cameron	東京都大田区	会社役員	8,000	12,800,000 (1,600)	特別利害関係者等 (子会社の取締役)
Germantsis Nicholas	神奈川県相模原市緑区	会社役員	8,000	12,800,000 (1,600)	特別利害関係者等 (子会社の取締役)
渡部 昭彦	神奈川県横浜市戸塚区	会社役員	4,230	6,768,000 (1,600)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長、子会社の取締役、大株主上位10名)
神沢 裕	東京都杉並区	会社役員	4,218	6,748,800 (1,600)	特別利害関係者等 (当社の取締役、子会社の取締役、大株主上位10名)
Borg Nicholas	東京都江東区	会社従業員	1,330	2,128,000 (1,600)	子会社の従業員 (注) 3
千賀 美香	神奈川県横浜市旭区	会社従業員	1,260	2,016,000 (1,600)	子会社の従業員
Legg Stephen James	神奈川県横浜市栄区	会社従業員	1,140	1,824,000 (1,600)	子会社の従業員

- (注) 1. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員40名、割当株式の総数14,830株に関する記載は省略しております。
2. 退職等の理由により権利を喪失し、当社が取締役会決議により自己新株予約権として取得し、消却を行った新株予約権に係る取得者については記載しておりません。
3. Borg Nicholasは、平成29年2月15日に退職し、子会社と業務委託契約を締結しております。
4. 平成29年12月14日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

平成29年2月15日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行
(訂正前)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Giuliani Tyron	東京都墨田区	コンサルタント	1,500	<u>2,400,000</u> <u>(1,600)</u>	子会社の業務委託者
Martin Stephen Donald Micharl	埼玉県和光市	コンサルタント	1,200	1,920,000 (1,600)	子会社の業務委託者

- (注) 1. 本書提出日現在において既に業務委託契約が終了している業務委託者1名分1,500株については、当社が自己新株予約権として取得する取締役会決議を諮っていないため上記人数及び株数に含めております。当該新株予約権については、平成30年3月13日の取締役会において自己新株予約権として当社が取得し、同時に消却する決議を諮る予定でおります。
2. 平成29年12月14日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

(訂正後)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Martin Stephen Donald Micharl	埼玉県和光市	コンサルタント	1,200	1,920,000 (1,600)	子会社の業務委託者

- (注) 1. 業務委託契約終了の理由により権利を喪失し、当社が取締役会決議により自己新株予約権として取得し、消却を行った新株予約権に係る取得者については記載しておりません。
2. 平成29年12月14日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

平成29年11月14日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行
(訂正前)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
高橋 英樹	東京都豊島区	会社役員	2,500	4,250,000 (1,700)	特別利害関係者等 (子会社の取締役、 大株主上位10名)
中田 陽一	神奈川県川崎市麻生区	会社役員	2,500	4,250,000 (1,700)	特別利害関係者等 (子会社の取締役、 大株主上位10名)
古屋 雄一郎	東京都文京区	会社役員	2,500	4,250,000 (1,700)	特別利害関係者等 (子会社の取締役) (注) 3

- (注) 1. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員44名、割当株式の総数13,900株に関する記載は省略しております。
2. 本書提出日現在において既に退職している従業員2名分400株については、当社が自己新株予約権として取得する取締役会決議を踏っていないため上記人数及び株数に含めております。当該新株予約権については、平成30年3月13日の取締役会において自己新株予約権として当社が取得し、同時に消却する決議を踏む予定であります。
3. 古屋 雄一郎は、平成30年1月1日付で当社取締役に選任されております。
4. 平成29年12月14日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

(訂正後)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
高橋 英樹	東京都豊島区	会社役員	2,500	4,250,000 (1,700)	特別利害関係者等 (子会社の取締役、 大株主上位10名)
中田 陽一	神奈川県川崎市麻生区	会社役員	2,500	4,250,000 (1,700)	特別利害関係者等 (子会社の取締役、 大株主上位10名)
古屋 雄一郎	東京都文京区	会社役員	2,500	4,250,000 (1,700)	特別利害関係者等 (子会社の取締役) (注) 3

- (注) 1. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員42名、割当株式の総数13,500株に関する記載は省略しております。
2. 退職等の理由により権利を喪失し、当社が取締役会決議により自己新株予約権として取得し、消却を行った新株予約権に係る取得者については記載しておりません。
3. 古屋 雄一郎は、平成30年1月1日付で当社取締役に選任されております。
4. 平成29年12月14日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

第3【株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
大和PIパートナーズ(株)(注)1.	東京都千代田区丸の内1-9-1	1,994,000	<u>65.42</u>
渡部 昭彦(注)1. 2. 4. 5.	神奈川県横浜市戸塚区	462,460 (16,460)	<u>15.17</u> (0.54)
神沢 裕(注)1. 3. 4.	東京都杉並区	236,436 (16,436)	<u>7.76</u> (0.54)
ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス(株)(注)9.	東京都港区芝5-33-7	44,000	<u>1.44</u>
高橋 英樹(注)1. 4.	東京都豊島区	31,000 (11,000)	1.02 (0.36)
大松 尊(注)1. 5.	千葉県浦安市	28,000 (8,000)	0.92 (0.26)
阿部 正之(注)1. 7.	東京都世田谷区	26,000 (6,000)	0.85 (0.20)
Knight Maxwell Cameron(注)4.	東京都大田区	16,000 (16,000)	<u>0.52</u> (0.52)
Germantsis Nicholas(注)4.	神奈川県相模原市緑区	16,000 (16,000)	<u>0.52</u> (0.52)
中田 陽一(注)1. 5.	神奈川県川崎市麻生区	15,000 (11,000)	0.49 (0.36)
ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス従業員持株会(注)1.	東京都港区芝5-33-7	12,000	0.39
古屋 雄一郎(注)3. 5.	東京都文京区	10,000 (10,000)	0.33 (0.33)
藤堂 誠(注)1. 5. 6.	東京都練馬区	9,000 (7,000)	0.30 (0.23)
横田 喜吉(注)7.	茨城県取手市	4,400 (4,400)	0.14 (0.14)
内田 辰臣(注)6.	千葉県松戸市	4,000 (4,000)	0.13 (0.13)
藤枝 美佳(注)7.	東京都港区	4,000 (4,000)	0.13 (0.13)
桑原 雅彦(注)7.	東京都目黒区	4,000 (4,000)	0.13 (0.13)
山本 俊輔(注)5.	東京都大田区	4,000 (4,000)	0.13 (0.13)
石田 剛志(注)7.	千葉県市川市	4,000 (4,000)	0.13 (0.13)
小倉 修一(注)7.	大阪府大阪市阿倍野区	4,000 (4,000)	0.13 (0.13)
原山 浩二(注)7.	埼玉県さいたま市浦和区	3,000 (3,000)	0.10 (0.10)
脇 裕美子(注)7.	東京都目黒区	3,000 (3,000)	0.10 (0.10)
長崎 孝志(注)7.	東京都練馬区	3,000 (3,000)	0.10 (0.10)
那須 裕(注)7.	東京都杉並区	3,000 (3,000)	0.10 (0.10)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
高橋 弘明 (注) 7.	静岡県田方郡函南町	3,000 (3,000)	0.10 (0.10)
山口 高弘 (注) 7.	茨城県守谷市	3,000 (3,000)	0.10 (0.10)
<u>Giuliani Tyron (注) 8. 12.</u>	<u>東京都墨田区</u>	<u>3,000</u> <u>(3,000)</u>	<u>0.10</u> <u>(0.10)</u>
Borg Nicholas (注) 8.	東京都江東区	2,660 (2,660)	0.09 (0.09)
千賀 美香 (注) 7.	神奈川県横浜市旭区	2,520 (2,520)	0.08 (0.08)
Martin Stephen Donald Micharl (注) 8.	埼玉県和光市	2,400 (2,400)	0.08 (0.08)
川本 裕司 (注) 7.	千葉県印西市	2,300 (2,300)	0.08 (0.08)
齋藤 尚人 (注) 7.	東京都西東京市	2,300 (2,300)	0.08 (0.08)
Legg Stephen James (注) 7.	神奈川県横浜市栄区	2,280 (2,280)	0.07 (0.07)
高野 剛 (注) 6.	茨城県守谷市	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
中村 寛 (注) 7.	東京都目黒区	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
家田 訓 (注) 7.	東京都板橋区	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
Brian Canham (注) 7.	東京都港区	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
<u>Nick Mina (注) 7. 12.</u>	<u>東京都大田区</u>	<u>1,840</u> <u>(1,840)</u>	<u>0.06</u> <u>(0.06)</u>
Mark Allman (注) 7.	千葉県市川市	1,840 (1,840)	0.06 (0.06)
王 隆春 (注) 7.	東京都世田谷区	1,800 (1,800)	0.06 (0.06)
渡邊 忠大 (注) 7.	東京都品川区	1,800 (1,800)	0.06 (0.06)
西田 雅 (注) 7.	東京都世田谷区	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
秋山 泉 (注) 7.	神奈川県横浜市青葉区	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
岡 知輝 (注) 7.	神奈川県川崎市麻生区	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
谷村 正大 (注) 7.	東京都文京区	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
中村 信夫 (注) 7.	埼玉県坂戸市	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
Estanislao Frexious (注) 7.	東京都北区	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
二瓶 達 (注) 7.	栃木県足利市	1,400 (1,400)	0.05 (0.05)
久田 みどり (注) 7.	東京都練馬区	1,400 (1,400)	0.05 (0.05)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
中澤 翼(注) 7.	神奈川県横浜市西区	1,400 (1,400)	0.05 (0.05)
McCarthy Anthony(注) 7.	神奈川県横浜市戸塚区	1,380 (1,380)	0.05 (0.05)
小林 邦一(注) 7.	兵庫県神戸市中央区	1,200 (1,200)	0.04 (0.04)
岩本 賢一(注) 7.	大阪府大阪市淀川区	1,200 (1,200)	0.04 (0.04)
<u>その他69名</u>		<u>51,520</u> <u>(51,520)</u>	<u>1.69</u> <u>(1.69)</u>
計	—	<u>3,048,136</u> <u>(266,136)</u>	100.00 <u>(8.73)</u>

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等(当社代表取締役)
3. 特別利害関係者等(当社取締役)
4. 特別利害関係者等(子会社代表取締役)
5. 特別利害関係者等(子会社取締役)
6. 当社従業員
7. 子会社従業員
8. 子会社業務委託者
9. 当社自己株式
10. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
11. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
12. 本書提出日現在において既に退職している子会社従業員5名分4,120株及び業務委託契約が終了している業務委託者1名分3,000株については、当社が自己新株予約権として取得する取締役会決議を踏っていないため上記人数及び株数に含めております。当該新株予約権については、平成30年3月13日の取締役会において自己新株予約権として当社が取得し、同時に消却する決議を諮る予定であります。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
大和PIパートナーズ(株)(注)1.	東京都千代田区丸の内1-9-1	1,994,000	<u>65.57</u>
渡部 昭彦(注)1. 2. 4. 5.	神奈川県横浜市戸塚区	462,460 (16,460)	<u>15.21</u> (0.54)
神沢 裕(注)1. 3. 4.	東京都杉並区	236,436 (16,436)	<u>7.77</u> (0.54)
ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス(株)(注)9.	東京都港区芝5-33-7	44,000	<u>1.45</u>
高橋 英樹(注)1. 4.	東京都豊島区	31,000 (11,000)	1.02 (0.36)
大松 尊(注)1. 5.	千葉県浦安市	28,000 (8,000)	0.92 (0.26)
阿部 正之(注)1. 7.	東京都世田谷区	26,000 (6,000)	0.85 (0.20)
Knight Maxwell Cameron(注)4.	東京都大田区	16,000 (16,000)	<u>0.53</u> <u>(0.53)</u>
Germantsis Nicholas(注)4.	神奈川県相模原市緑区	16,000 (16,000)	<u>0.53</u> <u>(0.53)</u>
中田 陽一(注)1. 5.	神奈川県川崎市麻生区	15,000 (11,000)	0.49 (0.36)
ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス従業員持株会(注)1.	東京都港区芝5-33-7	12,000	0.39
古屋 雄一郎(注)3. 5.	東京都文京区	10,000 (10,000)	0.33 (0.33)
藤堂 誠(注)1. 5. 6.	東京都練馬区	9,000 (7,000)	0.30 (0.23)
横田 喜吉(注)7.	茨城県取手市	4,400 (4,400)	0.14 (0.14)
内田 辰臣(注)6.	千葉県松戸市	4,000 (4,000)	0.13 (0.13)
藤枝 美佳(注)7.	東京都港区	4,000 (4,000)	0.13 (0.13)
桑原 雅彦(注)7.	東京都目黒区	4,000 (4,000)	0.13 (0.13)
山本 俊輔(注)5.	東京都大田区	4,000 (4,000)	0.13 (0.13)
石田 剛志(注)7.	千葉県市川市	4,000 (4,000)	0.13 (0.13)
小倉 修一(注)7.	大阪府大阪市阿倍野区	4,000 (4,000)	0.13 (0.13)
原山 浩二(注)7.	埼玉県さいたま市浦和区	3,000 (3,000)	0.10 (0.10)
脇 裕美子(注)7.	東京都目黒区	3,000 (3,000)	0.10 (0.10)
長崎 孝志(注)7.	東京都練馬区	3,000 (3,000)	0.10 (0.10)
那須 裕(注)7.	東京都杉並区	3,000 (3,000)	0.10 (0.10)
高橋 弘明(注)7.	静岡県田方郡函南町	3,000 (3,000)	0.10 (0.10)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
山口 高弘(注) 7.	茨城県守谷市	3,000 (3,000)	0.10 (0.10)
Borg Nicholas(注) 8.	東京都江東区	2,660 (2,660)	0.09 (0.09)
千賀 美香(注) 7.	神奈川県横浜市旭区	2,520 (2,520)	0.08 (0.08)
Martin Stephen Donald Micharl(注) 8.	埼玉県和光市	2,400 (2,400)	0.08 (0.08)
川本 裕司(注) 7.	千葉県印西市	2,300 (2,300)	0.08 (0.08)
齋藤 尚人(注) 7.	東京都西東京市	2,300 (2,300)	0.08 (0.08)
Legg Stephen James(注) 7.	神奈川県横浜市栄区	2,280 (2,280)	0.07 (0.07)
高野 剛(注) 6.	茨城県守谷市	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
中村 寛(注) 7.	東京都目黒区	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
家田 訓(注) 7.	東京都板橋区	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
Brian Canham(注) 7.	東京都港区	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
Mark Allman(注) 7.	千葉県市川市	1,840 (1,840)	0.06 (0.06)
王 隆春(注) 7.	東京都世田谷区	1,800 (1,800)	0.06 (0.06)
渡邊 忠大(注) 7.	東京都品川区	1,800 (1,800)	0.06 (0.06)
西田 雅(注) 7.	東京都世田谷区	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
秋山 泉(注) 7.	神奈川県横浜市青葉区	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
岡 知輝(注) 7.	神奈川県川崎市麻生区	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
谷村 正大(注) 7.	東京都文京区	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
中村 信夫(注) 7.	埼玉県坂戸市	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
Estanislao Frexious(注) 7.	東京都北区	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
二瓶 達(注) 7.	栃木県足利市	1,400 (1,400)	0.05 (0.05)
久田 みどり(注) 7.	東京都練馬区	1,400 (1,400)	0.05 (0.05)
中澤 翼(注) 7.	神奈川県横浜市西区	1,400 (1,400)	0.05 (0.05)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
McCarthy Anthony (注) 7.	神奈川県横浜市戸塚区	1,380 (1,380)	0.05 (0.05)
小林 邦一 (注) 7.	兵庫県神戸市中央区	1,200 (1,200)	0.04 (0.04)
岩本 賢一 (注) 7.	大阪府大阪市淀川区	1,200 (1,200)	0.04 (0.04)
<u>その他65名</u>		<u>49,240</u> <u>(49,240)</u>	<u>1.62</u> <u>(1.62)</u>
計	—	<u>3,041,016</u> <u>(259,016)</u>	100.00 <u>(8.52)</u>

(注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等 (当社代表取締役)

3. 特別利害関係者等 (当社取締役)

4. 特別利害関係者等 (子会社代表取締役)

5. 特別利害関係者等 (子会社取締役)

6. 当社従業員

7. 子会社従業員

8. 子会社業務委託者

9. 当社自己株式

10. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

11. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(注) 12. の全文削除